

令和4年7月25日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催(令和4年8月～令和4年10月分)のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和4年8月中旬～令和4年10月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

新型コロナウイルスが再拡大中ですが、各種講習会は感染防止対策を強化した上で、開催をしていきます。

強化対策：

- ・従来の受付時のチェックリストの提出、検温の実施、消毒用アルコールの多数配置
- ・不織布マスク着用でのご来場(不織布マスクでない場合の当会にて不織布マスクの配付)
- ・**N95規格マスクの配付(医療機関において感染防止対策用のマスクとして使用されているもの)、使い捨て手袋の配付、使用等**
- ・会場施設の喫煙所の使用禁止(施設内での禁煙)
- ・来場に当たっては、原則として乗り合わせ禁止
- ・会場内で食事をする場合の黙食の徹底
- ・マイカーに戻り食事をする場合の乗り合せ食事の厳禁 等

協力要請です。
事業場においても受講者に協力を要請・指導してください

8月17日(水)～18日(木)

安全管理者選任時研修

人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業(一部除外あり)、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

8月23日(火)～24日(水)

有機溶剤作業主任者講習

8月30日(火)・31日(水)・9月1日(木) (申込みは全基連へ)

外国人技能実習制度関係者養成講座

30日(火) 技能実習責任者

31日(水) 技能実習指導員

1日(木) 生活指導員

<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>



申込み期間は、7月1日15:00～8月1日となります。

9月6日（火）

リスクアセスメント研修（化学物質）

化学物質のリスクアセスメントは、労働安全衛生法によりその実施が義務づけられています。当会では、その制度の理解と効果的に運用を進めるために、演習を含めて学んでいきます。

なお、現在、対象物質は674物質ですが、労働安全衛生法施行令の改正により、令和6年4月には234物質が追加され、900物質以上が対象となります。

早めの対応をお勧めします。

なお、対象物質の使用に当たっては、令和6年4月1日からは、「化学物質管理者、保護具着用責任者」の選任が必要になります（詳細については今後）。

9月7日（水）～8日（木）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

毎回、即日定員に達しています。依然として、受講希望が多い講習会です。

9月13日（火）～15日（木）

酸欠・硫化水素作業主任者技能講習

9月21日（水）～22日（木）

安全衛生推進者養成講習

新たな方を選任する場合には、受講が必要になります。

対象は、上記の安全管理者の選任を要する業種に該当し、労働者が10人以上50人未満の事業場です。

9月27日（火）

リスクアセスメント研修（安全衛生担当者向け）

安全衛生スタッフ、担当者等リスクアセスメントの仕組み作り運営等に参画する担当者、これからリスクアセスメントを導入するに当たって、担当者等を対象に、考え方、実施方法、仕組み作りの基本等を演習を含めて身につけていきます。

10月12日（火）（10/18より日程変更）

労務管理講座（労働関係法規にかかる基礎講座）

労働基準法に基づく適切な労務管理、本年4月から全ての事業場に適用されるパワハラ防止法への対応、労災保険、安全衛生法等に基づく管理等を学んでいきます。

初めての方だけでなく中小企業の経営者にも知っておいていただきたいこと満載です。

関係法令だけでなく、雇用の現場で起こりやすい問題やその具体的な対応事例等を含めてご説明します。

詳細は、「やまなし労働基準」春暖号（4月1日号）の折り込みチラシをご覧ください。

10月13日（木）～14日（金）

プレス機械作業主任者技能講習

10月19日（水）～20日（木）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

毎回、即日定員に達しています。依然として、受講希望が多い講習会です。

10月25日（火）～26日（水）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。
グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、
電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、**令和5年4月1日からは、食料品製造業、新聞業、
出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となります。今からご準備を！！

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回、数日で満員になっています。
早めのお申し込みを！

令和4年9月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、

8月4日（木）13時の予定です。



お知らせ

令和4年9月29日（木）に山梨県立文学館において

『山梨県産業安全衛生大会』を開催する予定です。

お盆明けには案内できるように作業を進めています。

企業の経営幹部または、安全衛生担当者のご参加をお待ちしています。